

平成19年3月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
関東天然瓦斯開発株式会社
代表取締役社長 佐 竹 誠

第145期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第145期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年3月28日(水曜日)営業時間終了の時(午後5時15分)までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年3月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
大手町サンケイプラザ3階 303、304号室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第145期(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第145期(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
第6号議案 役員賞与支給の件
第7号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
4. 招集にあたっての決定事項
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.gasukai.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、エネルギー価格の高騰に加え、個人消費の伸びの鈍化といった懸念材料はありましたが、企業収益の改善や設備投資の増加等により、総じて回復基調で推移しました。

また、当社の主たる事業地域である千葉県におきましても、個人消費に力強さが欠けたものの、都市部を中心に地価上昇や住宅着工の増加が見られる等、緩やかな回復傾向にありました。

こうした状況のなか、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ13.2%増の426億8百万円となりましたが、輸入エネルギー価格高騰に伴うガス仕入価格の一部上昇等により、経常利益は前連結会計年度に比べ6.5%増の42億57百万円となりました。また、当期純利益は、投資有価証券売却益の計上や固定資産に係る減損損失の減少等により、前連結会計年度に比べ30.2%増の23億65百万円となりました。

セグメント別の事業の概況は以下のとおりであります。

< ガス事業 >

輸入エネルギー価格高騰の影響による販売価格の一部上昇や、拡販による大口向け販売量の増加に加え、家庭用等の堅調な需要も寄与し、売上高は前連結会計年度に比べ14.0%増の372億73百万円となりました。しかしながら、仕入価格も一部上昇したため、営業利益は前連結会計年度に比べ3.1%増の47億36百万円となりました。

< ヨード・かん水事業 >

旺盛なヨード需要を受けて、ヨードとかん水の販売価格が上昇したほか、為替が円安で推移したこともあり、売上高は前連結会計年度に比べ15.9%増の20億34百万円、営業利益は前連結会計年度に比べ32.9%増の6億11百万円となりました。

< 建設事業 >

受注環境が厳しかったため、売上高は前連結会計年度に比べ0.7%減の19億6百万円となりましたが、利益率の上昇等により、営業利益は前連結会計年度に比べ99.4%増の1億64百万円となりました。

< その他の事業 >

大型物件向けおよび集合住宅向けの機器販売が増加したこと等により、売上高は前連結会計年度に比べ10.0%増の13億93百万円、営業利益は前連結会計年度に比べ25.0%増の84百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、総額44億40百万円であります。当社におきましては、天然ガスとヨードの生産能力の維持、向上等を目的として、4地区の開発計画（継続案件を含む。）を推進し、千葉県長生郡に所在する生産井2坑井が完成しております。また、新規ガス源であるBOG導入のための袖ヶ浦臨海ラインが完成いたしました。一方、ヨード生産体制の合理化に伴って、千葉県山武郡に所在する九十九里工場を廃止しております。このほか、子会社の大多喜ガス(株)におきまして、ガス供給体制の強化を図るため、本支管を27km、供給管を5km延長いたしました。

当連結会計年度中に完成した主要設備

・当社

生産井	2坑井（ガス事業、ヨード・かん水事業）
袖ヶ浦臨海ライン	14km（ガス事業）

・子会社 大多喜ガス(株)

本支管	27km（ガス事業）
供給管	5km（ガス事業）

当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

・当社

生産井	2坑井（ガス事業、ヨード・かん水事業）
還元井	1坑井（ガス事業、ヨード・かん水事業）

重要な固定資産の売却、撤去、滅失

・当社

九十九里工場	（ヨード・かん水事業）
--------	-------------

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの基幹事業であるガス事業におきましては、ガス市場における小売自由化範囲の更なる拡大が平成19年4月に予定されているほか、家庭用分野における他エネルギーとの競合や、海外からの大規模な天然ガス導入プロジェクトの稼働等により、業界の垣根を越えた競争が一層激化するものと思われまます。次にヨード・かん水事業におきましては、国際的に拡大するヨード需要への対応や、欧米に比べて遅れている製品開発研究が課題となっております。また、建設事業およびその他の事業におきましては、激しい受注競争、価格競争の波にさらされております。

こうした状況に対処するため、ガス事業におきましては、不安定な海外エネルギー情勢が続くなか、長期安定供給が可能な国産天然ガスの優位性を生かした事業活動を展開するとともに、新たに導入したBOGを含めたガス源のベストミックスによる、新規需要の開拓と拡販を積極的に展開してまいります。次にヨード・かん水事業におきましては、生産体制の合理化と供給力の向上に努めるとともに、複数分野で進めている研究開発活動等を通じて、新規利用分野の開拓や高付加価値化に取り組んでまいります。また、建設事業およびその他の事業におきましては、技術力向上とコスト削減に努め、受注獲得に尽力してまいります。

さらに、平成18年度からの5ヶ年を対象とした中期経営計画を達成するため、経営全般にわたる効率化に努めるとともに、新たに認証取得したISO14001に基づく環境マネジメントシステムを確立いたします。また、今後も貴重な国産資源の安定供給という公共的使命を果たすとともに、コンプライアンス経営の徹底、万全な保安体制の確保を通じて、当社グループに寄せられる社会的信頼に誠実に応えてまいります。

これからも当社グループ全体の更なる発展を目指して、全力を傾注してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成15年度 (第142期)	平成16年度 (第143期)	平成17年度 (第144期)	平成18年度 (第145期) 当連結会計年度
売 上 高	26,863百万円	29,381百万円	37,633百万円	42,608百万円
経 常 利 益	3,896百万円	3,530百万円	3,995百万円	4,257百万円
当 期 純 利 益	2,209百万円	1,732百万円	1,816百万円	2,365百万円
1株当たり当期純利益	35.78円	27.91円	29.27円	39.46円
総 資 産	68,870百万円	70,784百万円	76,477百万円	74,255百万円
純 資 産	48,166百万円	50,209百万円	53,678百万円	56,782百万円

(注) 第145期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大 多 喜 ガ ス (株)	2,244百万円	58.27%	都 市 ガ ス 事 業
オ ー タ キ 産 業 (株)	50百万円	58.27%	圧縮天然ガスおよび 液化石油ガスの販売
関 東 建 設 (株)	70百万円	100.00%	土木・管工事等の建設業

(注) 1. 大多喜ガス(株)に対する当社の議決権比率には、当社の子会社を通じての間接所有分0.47%が含まれております。
 2. オータキ産業(株)に対する当社の議決権比率は、全て当社の子会社を通じての間接所有によるものであります。
 3. 連結子会社は上記の3社であり、持分法適用関連会社は1社であります。
 4. 当連結会計年度の事業の概況につきましては、「(1)事業の経過およびその成果」の欄に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
ガス事業	天然ガスの採取・販売、都市ガス事業、 圧縮天然ガスおよび液化石油ガスの販売
ヨード・かん水事業	ヨードの製造・販売、かん水の販売
建設事業	土木工事、管工事、さく井工事等
その他の事業	ガス機器の販売等

(8) 主要な営業所等

会社名	名称	所在地
当社	本社	東京都中央区
	茂原鉱業所	千葉県茂原市
	吉橋プラント	千葉県八千代市
大多喜ガス(株)	本社	千葉県茂原市
	茂原サービスセンター	千葉県茂原市
	市原サービスセンター	千葉県市原市
	八千代サービスセンター	千葉県八千代市
	千葉サービスセンター	千葉県千葉市
	成東サービスセンター	千葉県山武市
オータキ産業(株)	本社	千葉県茂原市
関東建設(株)	本社	千葉県茂原市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減数
388名	- 15名

(注) 従業員数には、臨時従業員（嘱託、パート等）73名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	649百万円
(株)千葉銀行	589百万円
(株)京葉銀行	279百万円
(株)千葉興業銀行	279百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

53,994,686株（自己株式7,001,787株を除く。）

(2) 株 主 数

5,711名

(3) 大 株 主

（発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主）

株 主 名	持 株 数
東 京 電 力 (株)	13,050千株
合 同 資 源 産 業 (株)	9,676千株

(4) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
佐竹 誠	取締役社長（代表取締役）	
吉井 正徳	常務取締役（代表取締役） 茂原鉱業所長、環境技術会議議長	
横山 勝彦	常務取締役	関東建設㈱代表取締役社長 ㈱テクノアース代表取締役社長
渡邊 俊彦	常務取締役総務部長、 茂原鉱業所総務部長	
山村 信博	取締役企画部長	KNG AMERICA, INC. 代表取締役社長
長濱 新太郎	取締役人事部長	開発興産㈱代表取締役社長
梶田 直	取締役営業部長	
勝又 秀夫	常勤監査役	
久我 良春	常勤監査役	
館 良男	監査役	ヨード・ファインケム㈱ 代表取締役社長
吉益 信治	監査役	第一芙蓉法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 監査役北原則雄氏は、平成18年3月30日付で辞任により退任いたしました。
 2. 取締役山村信博氏および監査役吉益信治氏は、大多喜ガス㈱の監査役を兼務しております。
 3. 監査役館 良男氏は、合同資源産業㈱の取締役を兼務しております。
 4. 監査役館 良男氏および吉益信治氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 7名 123百万円

監査役 4名 36百万円

- (注) 1. 取締役および監査役の報酬等の額には、当事業年度の役員退職慰労引当金への繰入額が含まれております。
 2. 取締役の報酬等の額には、第145期定時株主総会において決議予定の当事業年度に係る役員賞与が含まれております。
 3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

25百万円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の
合計額

46百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、の金額にはこれらの合計額を記載しております。

連結貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,684	流 動 負 債	10,139
現金及び預金	5,063	支払手形及び買掛金	3,088
受取手形及び売掛金	4,257	短 期 借 入 金	925
有 価 証 券	7,819	未 払 金	2,397
た な 卸 資 産	746	未 払 法 人 税 等	1,062
繰 延 税 金 資 産	106	役 員 賞 与 引 当 金	51
その他の流動資産	702	その他の流動負債	2,614
貸 倒 引 当 金	11	固 定 負 債	7,332
固 定 資 産	55,570	長 期 借 入 金	1,451
有 形 固 定 資 産	26,007	繰 延 税 金 負 債	2,395
建物及び構築物	6,775	退 職 給 付 引 当 金	3,057
機械装置及び運搬具	12,278	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	161
瓦 斯 井	741	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	167
土 地	5,450	環 境 対 策 引 当 金	66
建 設 仮 勘 定	619	その他の固定負債	32
その他の有形固定資産	142	負 債 合 計	17,472
無 形 固 定 資 産	797	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	28,766	株 主 資 本	46,825
投 資 有 価 証 券	26,085	資 本 金	7,902
長 期 貸 付 金	296	資 本 剰 余 金	8,262
繰 延 税 金 資 産	755	利 益 剰 余 金	35,800
その他の投資その他の資産	1,745	自 己 株 式	5,139
貸 倒 引 当 金	115	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,143
		その他有価証券評価差額金	3,143
		少 数 株 主 持 分	6,813
資 産 合 計	74,255	純 資 産 合 計	56,782
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	74,255

連結損益計算書 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		42,608
売 上 原 価		31,399
売 上 総 利 益		11,208
販売費及び一般管理費		7,602
営 業 利 益		3,606
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	451	
受 取 配 当 金	137	
持分法による投資利益	65	
その他の営業外収益	222	877
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	84	
有価証券売却損	94	
その他の営業外費用	47	226
経 常 利 益		4,257
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	149	
収 用 補 償 金	152	
その他の特別利益	28	330
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	107	
減 損 損 失	31	
環境対策引当金繰入額	66	
その他の特別損失	9	214
税金等調整前当期純利益		4,372
法人税、住民税及び事業税	1,764	
法 人 税 等 調 整 額	118	1,646
少 数 株 主 利 益		360
当 期 純 利 益		2,365

連結株主資本等変動計算書 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成17年12月31日残高	7,902	8,260	34,176	256	50,083
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			695		695
当期純利益			2,365		2,365
自己株式の取得				4,883	4,883
自己株式の処分		1		1	2
前連結会計年度利益処分に係る役員賞与の支給			45		45
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		1	1,624	4,882	3,257
平成18年12月31日残高	7,902	8,262	35,800	5,139	46,825

	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成17年12月31日残高	3,595	6,525	60,203
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			695
当期純利益			2,365
自己株式の取得			4,883
自己株式の処分			2
前連結会計年度利益処分に係る役員賞与の支給			45
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	452	288	163
連結会計年度中の変動額合計	452	288	3,420
平成18年12月31日残高	3,143	6,813	56,782

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

大多喜ガス㈱、オータキ産業㈱、関東建設㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称

㈱テクノアース、KNG AMERICA, INC.

非連結子会社の総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため連結対象から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数

1社

持分法適用の関連会社の名称

日本天然ガス㈱

(2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち、主要な会社等の名称

㈱テクノアース、KNG AMERICA, INC.

持分法を適用しない関連会社のうち、主要な会社等の名称

京葉パイプライン㈱

持分法を適用していない会社は、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が連結損益及び連結利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が、連結決算日と異なるものはありません。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(イ) 満期保有目的の債券...償却原価法を適用しています。

(ロ) その他有価証券

(a) 時価のあるもの...決算期末日の市場価格等に基づく時価法を適用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

(b) 時価のないもの...移動平均法に基づく原価法を適用しています。

デリバティブ...時価法を適用しています。

たな卸資産...製品は総平均法に基づく原価法、貯蔵品は主として移動平均法に基づく原価法、未成工事支出金は個別法に基づく原価法を適用しています。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産...当社及び連結子会社1社は定額法、その他の連結子会社は主として定率法を適用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

無形固定資産...鉱業権については生産高比例法、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、その他については定額法を適用しています。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

投資その他の資産...信託建物・構築物については定額法を適用しています。

なお、耐用年数、残存価額及び償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

役員賞与引当金...役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

役員退職慰労引当金...役員の退任時に支給される慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

ガスホルダー修繕引当金...球形ガスホルダーの定期修繕費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に均等配分しています。

環境対策引当金...PCB(ポリ塩化ビフェニル)の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

リース取引の処理方法...リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

株主資本等変動計算書に関する会計基準...当連結会計年度より、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日企業会計基準第6号)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第9号)を適用しています。

なお、「会社計算規則」により、当連結会計年度から「連結株主資本等変動計算書」を作成しています。

消費税等の会計処理方法...税抜方式によっています。

金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を適用しています。

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その金額が僅少の場合を除いて発生日以後5年間の均等償却によっています。

7. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 役員賞与に関する会計基準

「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日企業会計基準第4号)を当連結会計年度から適用しています。これにより、従来の方法による場合と比較して「販売費及び一般管理費」が51百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額減少しています。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を当連結会計年度から適用しています。従来の資本の部の合計に相当する金額は49,968百万円であります。

(3) 表示方法の変更
(損益計算書)

従来、「受取利息」及び「受取配当金」は「受取利息及び配当金」として一括して表示していましたが、「受取利息」の重要性が増したため、当連結会計年度より、それぞれ区分掲記しています。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務の金額

担保に供されている資産

有形固定資産 8,629百万円
連結上消去された連結子会社の株式 90百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金 37百万円
長期借入金 5百万円

(注) 上記のほか、担保留保条項を付している短期借入金101百万円及び長期借入金254百万円があります。

2. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産 56,911百万円
信託建物・構築物 339百万円

3. 保証債務

営業取引上の債務に対する保証

開発興産(株) 50百万円
(株)房総コンピューターサービス 2百万円

金融機関からの借入に対する保証

(株)新栄エンジニア 56百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 60,996,473株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年3月30日 定時株主総会	普通株式	393百万円	6円50銭	平成17年12月31日	平成18年3月31日
平成18年8月18日 取締役会	普通株式	302百万円	5円00銭	平成18年6月30日	平成18年9月7日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

平成19年3月29日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定です。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	269百万円	5円00銭	平成18年12月31日	平成19年3月30日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 925円53銭
2. 1株当たり当期純利益 39円46銭

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年2月13日

関東天然瓦斯開発株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 島 祐 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 智 由 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関東天然瓦斯開発株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関東天然瓦斯開発株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第145期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月14日

関東天然瓦斯開発株式会社 監査役会
常勤監査役 勝 又 秀 夫 ㊟
常勤監査役 久 我 良 春 ㊟
社外監査役 舘 良 男 ㊟
社外監査役 吉 益 信 治 ㊟

貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,973	流 動 負 債	4,015
現 金 及 び 預 金	961	支 払 手 形	8
売 掛 金	1,359	買 掛 金	518
有 価 証 券	5,965	短 期 借 入 金	222
製 品	185	未 払 金	1,509
貯 蔵 品	84	未 払 法 人 税 等	627
前 払 費 用	114	未 払 費 用	91
短 期 債 権	84	預 り 金	977
繰 延 税 金 資 産	37	役 員 賞 与 引 当 金	30
そ の 他 の 流 動 資 産	180	そ の 他 の 流 動 負 債	29
固 定 資 産	41,056	固 定 負 債	4,867
有 形 固 定 資 産	14,120	長 期 借 入 金	476
建 物	2,229	信 託 預 り 金	15
構 築 物	3,620	繰 延 税 金 負 債	2,620
機 械 及 び 装 置	3,965	退 職 給 付 引 当 金	1,604
瓦 斯 井	770	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	84
車 輛 及 び 運 搬 具	14	環 境 対 策 引 当 金	66
工 具 器 具 及 び 備 品	59	負 債 合 計	8,882
土 地	3,051	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	408	株 主 資 本	38,514
無 形 固 定 資 産	647	資 本 金	7,902
借 地 権	440	資 本 剰 余 金	8,240
鉱 業 権	166	資 本 準 備 金	8,239
ソ フ ト ウ ェ ア	32	そ の 他 資 本 剰 余 金	1
施 設 利 用 権	8	利 益 剰 余 金	27,508
投 資 そ の 他 の 資 産	26,288	利 益 準 備 金	908
投 資 有 価 証 券	22,493	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,600
関 係 会 社 株 式	2,426	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	1
長 期 貸 付 金	190	探 鉱 準 備 金	2,066
長 期 前 払 費 用	19	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,114
信 託 土 地	5	別 途 積 立 金	21,280
信 託 建 物 ・ 構 築 物	325	繰 越 利 益 剰 余 金	2,137
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	921	自 己 株 式	5,136
貸 倒 引 当 金	93	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,633
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,633
資 産 合 計	50,030	純 資 産 合 計	41,147
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	50,030

損益計算書 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,515
売 上 原 価		9,519
売 上 総 利 益		2,995
販売費及び一般管理費		865
営 業 利 益		2,130
営業外収益		
受 取 利 息	11	
有 価 証 券 利 息	426	
受 取 配 当 金	213	
その他の営業外収益	256	907
営業外費用		
支 払 利 息	35	
有 価 証 券 売 却 損	94	
その他の営業外費用	29	160
経 常 利 益		2,876
特別利益		
投資有価証券売却益	149	
収 用 補 償 金	152	
その他の特別利益	28	330
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損	109	
減 損 損 失	31	
環境対策引当金繰入額	66	
その他の特別損失	9	217
税引前当期純利益		2,990
法人税、住民税及び事業税	1,158	
法人税等調整額	48	1,109
当 期 純 利 益		1,880

株主資本等変動計算書 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
平成17年12月31日残高	7,902	8,239	0	8,239	908
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
前事業年度利益処分に係る その他利益剰余金の積立					
前事業年度利益処分に係る その他利益剰余金の取崩					
当事業年度に係る その他利益剰余金の積立					
当事業年度に係る その他利益剰余金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			0	0	
前事業年度利益処分に 係る役員賞与の支給					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計			0	0	
平成18年12月31日残高	7,902	8,239	1	8,240	908

	株 主 資 本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	その他利益 剰余金(注)	利益剰余金 合 計				
平成17年12月31日残高	25,445	26,354	254	42,241	3,248	45,489
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	695	695		695		695
前事業年度利益処分に係る その他利益剰余金の積立						
前事業年度利益処分に係る その他利益剰余金の取崩						
当事業年度に係る その他利益剰余金の積立						
当事業年度に係る その他利益剰余金の取崩						
当期純利益	1,880	1,880		1,880		1,880
自己株式の取得			4,883	4,883		4,883
自己株式の処分			1	1		1
前事業年度利益処分に 係る役員賞与の支給	30	30		30		30
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					615	615
事業年度中の変動額合計	1,154	1,154	4,882	3,726	615	4,342
平成18年12月31日残高	26,600	27,508	5,136	38,514	2,633	41,147

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	海外投資等 損失準備金	探鉱準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計
平成17年12月31日残高	10	2,019	1,116	20,480	1,819	25,445
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					695	695
前事業年度利益処分に係る その他利益剰余金の積立		535	6	800	1,341	
前事業年度利益処分に係る その他利益剰余金の取崩	4	537	40		582	
当事業年度に係る その他利益剰余金の積立		554	70		625	
当事業年度に係る その他利益剰余金の取崩	3	506	37		548	
当期純利益					1,880	1,880
前事業年度利益処分に 係る役員賞与の支給					30	30
事業年度中の変動額合計	8	47	1	800	318	1,154
平成18年12月31日残高	1	2,066	1,114	21,280	2,137	26,600

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの...決算日の市場価格等に基づく時価法を適用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

時価のないもの...移動平均法に基づく原価法を適用しています。
子会社株式及び...移動平均法に基づく原価法を適用しています。

関連会社株式

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

基準及び評価方法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品...総平均法に基づく原価法を適用しています。

貯蔵品...移動平均法に基づく原価法を適用しています。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産...定額法を適用しています。

なお、耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

無形固定資産

鉱業権...生産高比例法を適用しています。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ソフトウェア...自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を適用しています。

施設利用権...定額法を適用しています。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

投資その他の資産

長期前払費用...定額法を適用しています。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

信託建物・構築物...定額法を適用しています。

なお、耐用年数、残存価格及び償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金...債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算定し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

役員賞与引当金...役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。

役員退職慰労引当金...役員の退任時に支給される慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

環境対策引当金...PCB(ポリ塩化ビフェニル)の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

6. リース取引の処理方法...リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
7. 株主資本等変動計算書...当事業年度より、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第6号)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第9号)を適用しています。
なお、「会社計算規則」により、当事業年度から損益計算書の末尾は「当期純利益」とされています。
また、当事業年度より「株主資本等変動計算書」を作成しています。
8. 消費税等の会計処理方法...税抜方式によっています。
9. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
10. 会計方針の変更
- (1) 役員賞与に関する会計基準
「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を当事業年度から適用しています。これにより、従来の方法によった場合と比較して「販売費及び一般管理費」が30百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しています。
- (2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を当事業年度から適用しています。従来の資本の部の合計に相当する金額は41,147百万円であります。
- (3) 表示方法の変更
(損益計算書)
従来、「受取利息」、「有価証券利息」及び「受取配当金」は「受取利息及び配当金」として一括して表示していましたが、「有価証券利息」の重要性が増したため、当事業年度より、それぞれ区分掲記しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務の金額

担保に供されている資産		担保に係る債務の金額	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
子会社株式	90百万円	短期借入金	6百万円

(注) 上記のほか、短期借入金及び長期借入金282百万円について担保留保条項が付されています。

2. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	27,919百万円
信託建物・構築物	339百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	560百万円
長期金銭債権	128百万円
短期金銭債務	1,856百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 売 上 高	3,979百万円
(2) 仕 入 高	3,582百万円
(3) その他の営業取引高	46百万円
(4) 営業取引以外の取引高	2,210百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	478,068	6,525,806	2,087	7,001,787

- (注) 1. 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。
 会社法第165条第2項の規定による定款の 6,510,000株
 定めに基づく取得による増加
 単元未満株式買取による増加 15,806株
2. 減少数の主な内訳は、次のとおりであります。
 単元未満株式売却による減少 2,087株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	598百万円
役員退職慰労引当金	31
投資有価証券評価損	4
その他の投資その他の資産評価損	38
減損損失	90
環境対策引当金	25
未払事業税	20
賞与引当金	17
その他	41
繰延税金資産合計	<u>868</u>
繰延税金負債	
探鉱準備金	1,173百万円
固定資産圧縮積立金	677
海外投資等損失準備金	0
その他有価証券評価差額金	1,600
繰延税金負債合計	<u>3,451</u>
繰延税金負債の純額	<u>2,582</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

単位：百万円

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	70	37	32
その他	3	2	1
合計	73	40	33

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	15百万円
1年超	17百万円
計	<u>33百万円</u>

(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 762円7銭
2. 1株当たり当期純利益 31円37銭

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年2月13日

関東天然瓦斯開発株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 中 島 祐 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 井 上 智 由 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関東天然瓦斯開発株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月14日

関東天然瓦斯開発株式会社	監査役会
常勤監査役	勝又秀夫 (印)
常勤監査役	久我良春 (印)
社外監査役	外館良男 (印)
社外監査役	吉益信治 (印)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、今後も厳しい経営環境が予想されるなか、経営基盤の強化と今後の事業展開等を勘案した結果、長期的視点に立った安定配当の継続という観点から、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,300,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式 1株につき金 5円00銭 総額269,973,430円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年 3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 会社法（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号、以下「整備法」という。）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款の関連する規定について、次のとおり所要の変更を行うものであります。

整備法に定める経過措置の規定により、定款に定めがあるとみなされている内容を反映するため、規定の新設または変更を行うものであります。（変更案第4条、第7条および第12条第1項）

単元未満株式に関する権利の明確化を目的として、規定を新設するものであります。（変更案第10条）

株主総会運営の合理化を目的として、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載等すべき情報の一部について、法務省令に従ってインターネットで開示することにより、株主に提供したものとみなすことを可能にするため、規定を新設するものであります。（変更案第17条）

議決権の代理行使を行う代理人の員数の明確化を目的として、規定を新設するものであります。(変更案第19条)

機動的な意思決定の促進を目的として、取締役全員の同意および監査役が異議を述べないことを条件に、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするため、規定を新設するものであります。(変更案第26条)

会社法に対応した用語の変更および規定の整備等を行うほか、一部表現および字句の変更等を行うものであります。

- (2) 周知性の向上を目的として、公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の措置を定めるため、規定を新設するものであります。(変更案第5条)
- (3) 経営の効率化を目的として、取締役の員数を12名以内から10名以内に変更するものであります。(変更案第20条)
- (4) 上記の規定の新設等に伴い、条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線___は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、関東天然瓦斯開発株式会社と称し、英文では、Kanto Natural Gas Development Co., Ltd. と表示する。	(商号) 第1条 当社は、関東天然瓦斯開発株式会社と称し、英文では、Kanto Natural Gas Development Co., Ltd. と表示する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石油および可燃性天然ガスの開発、採取 2. 石油および可燃性ガスの供給、販売および輸送 3. かん水を原料とするヨードその他の工業薬品の製造販売 4. 可燃性天然ガスを原料とする化学工業品の製造販売 5. 土木、建築、管工事、さく井工事その他建設工事全般の請負および施工 6. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理 7. 前各号の事業に附帯または関連する一切の業務 <p>(所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石油および可燃性天然ガスの開発、採取 2. 石油および可燃性ガスの供給、販売および輸送 3. かん水を原料とするヨードその他の工業薬品の製造、販売 4. 可燃性天然ガスを原料とする化学工業品の製造、販売 5. 土木、建築、管工事、さく井工事その他建設工事全般の請負、施工 6. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理 7. 前各号の事業に附帯または関連する一切の事業 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数) <u>第5条</u> 当社が発行する株式の総数は、1億株とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得) <u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>) <u>第7条</u> 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) <u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>) <u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利) <u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数</u>となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱および手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株式に関する<u>取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日) 第11条 当社は、<u>毎年12月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 前項その他定款に別段の定めのある場合のほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とする</u>ことができる。</p>	<p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
<p>(招集) 第12条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。</p>	<p>(招集) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>(議長) 第13条 株主総会の議長は、取締役社長が当る。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。 株主総会の議長は、株主として議決権を行使することを妨げない。</p>	<p>(招集権者および議長) 第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、その代理権を証する書面を、株主総会毎に、当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議) 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録) 第16条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名して当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第17条 当会社に取締役12名以内を置く。</p> <p>(選任) 第18条 取締役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 前項の選任決議については<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) <u>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期) <u>第22条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役) <u>第20条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって定める。</u> (新設)</p>	<p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) <u>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>(役付取締役) <u>第21条 取締役会の決議により、当社に取締役社長1名を置く。ただし、必要がある場合は、取締役会の決議により、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p>	<p><u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要あるときは、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会) <u>第22条 取締役会は、取締役をもって組織し、当社の業務執行を決定する。ただし、日常の業務および重要でない事項の決定は、取締役会の決議により代表取締役に委任することができる。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役会において定めた取締役が招集する。</u></p> <p><u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>(取締役会に関する事項)</p> <p><u>第24条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めのある事項のほか、取締役会の決議により定める。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削る)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="188 146 507 169">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="137 201 216 223">(員数)</p> <p data-bbox="132 228 546 284">第25条 当会社に監査役 5 名以内を置く。</p> <p data-bbox="137 314 216 337">(選任)</p> <p data-bbox="132 341 546 455">第26条 監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p data-bbox="300 459 378 482">(新設)</p> <p data-bbox="137 606 216 628">(任期)</p> <p data-bbox="132 633 546 833">第27条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p data-bbox="300 837 378 860">(新設)</p> <p data-bbox="143 976 255 999">(監査役会)</p> <p data-bbox="132 1003 546 1147">第28条 監査役会は、監査役全員をもって組織し、法令で定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p data-bbox="300 1180 378 1203">(新設)</p>	<p data-bbox="632 146 952 169">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="581 201 659 223">(員数)</p> <p data-bbox="575 228 990 284">第29条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p data-bbox="581 314 704 337">(選任方法)</p> <p data-bbox="575 341 990 397">第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="594 459 990 573">監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="581 606 659 628">(任期)</p> <p data-bbox="575 633 990 746">第31条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="594 837 990 951">任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="740 976 818 999">(削る)</p> <p data-bbox="586 1180 743 1203">(常勤の監査役)</p> <p data-bbox="575 1208 990 1264">第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集) 第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、<u>招集手続を経ないで開催</u>することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会に関する事項) 第30条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、<u>監査役会の決議により定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、<u>この期間を短縮</u>することができる。</p> <p>監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査役会を開催</u>することができる。</p> <p>(削る)</p> <p>(監査役会規則) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>(決算期) 第31条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、<u>その末日をもって決算期</u>とする。</p> <p>(株主配当金) 第32条 株主配当金は、<u>毎年決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当) 第33条 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を行う</u>ことができる。</p>	<p>(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u></p> <p><u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を</u>することができる。</p> <p>(中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>毎年6月30日を基準日として中間配当を</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>株主配当金および中間配当金</u>は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、<u>その支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>未払の株主配当金および中間配当金</u>に対しては、<u>利息をつけない。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、</u>その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削る)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 株式の数
1	佐竹 誠 (昭和18年9月9日生)	昭和43年4月 東京電力(株)入社 平成11年6月 同社企画部長 平成14年6月 同社取締役企画部担任 平成14年9月 同社取締役原子力本部 副本部長 平成16年6月 同社常務取締役原子力・ 立地本部副本部長 平成16年11月 当社顧問 平成17年3月 当社代表取締役社長 (現)	10,000株
2	吉井 正徳 (昭和24年1月11日生)	昭和47年4月 当社入社 平成7年3月 当社営業部長 平成11年3月 当社理事、営業部長 平成13年3月 当社取締役茂原鉱業所 開発部長、営業部長 平成15年7月 当社取締役茂原鉱業所 開発部長 平成17年3月 当社代表取締役常務茂 原鉱業所長、同所開発 部長 平成18年7月 当社代表取締役常務茂 原鉱業所長 平成18年10月 当社代表取締役常務茂 原鉱業所長、環境技術 会議議長(現)	12,000株
3	横山 勝彦 (昭和20年4月6日生)	昭和44年4月 当社入社 平成5年11月 大多喜ガス(株)営業本部 副本部長 平成10年3月 同社取締役供給部長 平成13年3月 同社取締役営業本部長 平成15年3月 同社常務取締役営業本 部長 平成17年3月 当社常務取締役(現) (他の法人等の代表状況) 関東建設(株)代表取締役社長 (株)テクノアース代表取締役社長	3,000株

氏 名 (生 年 月 日)		略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所 有 す る 株 式 の 数
4	渡 邊 俊 彦 (昭和21年10月29日生)	昭和44年 4月 三井東圧化学㈱入社 平成 7年 4月 当社経理部長 平成 9年 3月 当社総務部長、茂原鋳業所総務部長 平成11年 3月 当社取締役総務部長、経理部長、茂原鋳業所総務部長 平成12年 3月 当社取締役総務部長、経理部長、茂原鋳業所総務部長、大多喜ガス㈱監査役 平成14年 7月 当社取締役経理部長、大多喜ガス㈱監査役 平成15年 3月 当社常務取締役経理部長、大多喜ガス㈱監査役 平成17年 3月 当社常務取締役総務部長、経理部長、茂原鋳業所総務部長 平成18年 7月 当社常務取締役総務部長、茂原鋳業所総務部長(現)	3,000株
5	山 村 信 博 (昭和23年 6月28日生)	昭和46年 4月 当社入社 平成10年 3月 当社茂原鋳業所鋳業部長、同所開発部長 平成11年 3月 当社理事、茂原鋳業所鋳業部長、同所開発部長 平成13年 3月 当社理事、企画部長 平成15年 3月 当社取締役企画部長 平成18年 3月 当社取締役企画部長、大多喜ガス㈱監査役(現) (他の法人等の代表状況) KING AMERICA, INC.代表取締役社長	5,000株
6	長 濱 新 太 郎 (昭和28年11月19日生)	昭和52年 4月 当社入社 平成14年 7月 当社総務部長、茂原鋳業所総務部長 平成17年 3月 当社取締役人事部長(現) (他の法人等の代表状況) 開発興産㈱代表取締役社長	4,000株
7	梶 田 直 (昭和31年 1月27日生)	昭和53年 4月 当社入社 平成15年 7月 当社営業部長 平成17年 3月 当社取締役営業部長(現)	3,000株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役勝又秀夫氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 株式数
川崎勝好 (昭和22年10月23日生)	昭和41年4月 当社入社 平成11年3月 当社人事部長 平成13年3月 当社取締役人事部長 平成17年3月 大多喜ガス㈱取締役経 理部長(現)	2,000株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役勝又秀夫氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
勝又秀夫	平成15年3月 当社常勤監査役(現)

第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役(7名)に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額30百万円を支給することといたしたいと存じます。

第7号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、昭和60年3月29日開催の第123期定時株主総会において取締役の報酬額を「月額11百万円以内」、平成13年3月29日開催の第139期定時株主総会において監査役の報酬額を「月額5百万円以内」とご決議いただき、今日に至っておりますが、会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、取締役の報酬等の額を賞与分も含めた年額基準とする「年額162百万円以内」に改めるとともに、監査役の報酬等の額も年額基準である「年額60百万円以内」に改めさせていただきたいと存じます。

なお、これら報酬等の額には、従来どおり役員退職慰労金（引当金への繰入額を含む。）および使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名、監査役は4名ですが、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されまると、現在と同様、取締役は7名、監査役は4名となります。

以 上

